

No.	資料名等	項目	頁	I	1	(1)	①	ア			質問・意見	回答
1	実施方針	事業の実施スケジュール(予定)	4	I	1	(7)	⑦				<p>関係法令等で定められた各種申請の申請者名をSPCで手続きを行い、都計法第29条開発行為の許可受けるとのことですが、開発指導課より申請者が市で無い場合には、開発審査会の議を経る必要があると思われるとのことでした。開発審査会の議を経る場合には、記述の事業スケジュールでは困難と考えます。</p> <p>事業スケジュールから勘案しますと、申請者名をSPCとして開発審査会の議を経ることなく開発行為の許可手続きを行えることで宜しいでしょうか。</p> <p>また、都市計画法第34条何号の規定により手続きを行えば宜しいでしょうか</p>	<p>令和3年5月19日の回答を以下のとおり修正します。</p> <p><b>関係法令で定められた各種申請手続きの申請者名を市長名とし、都市計画法第29条第1項第3号の規定により開発行為の許可は適用除外となります。</b></p>